

報告第8号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和3年9月6日

三朝町長 松浦弘幸

専決第7号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び三朝町個人情報保護条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和3年8月16日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び三朝町個人情報保護条例の一部を改正する条例

（三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年三朝町条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するとき。

2 略

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するとき。

2 略

（三朝町個人情報保護条例の一部改正）

第2条 三朝町個人情報保護条例（平成12年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）</u>）第2条第2項に規定する政令で定めるものをいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）</u>）第2条第3項に規定する政令で定めるものをいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することが</p>

<p>することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 要配慮個人情報 <u>個人情報保護法第2条第3項</u>に規定する要配慮個人情報をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(保有する個人情報の外部提供先への通知)</p> <p>第27条の3 実施機関は、訂正決定等に基づく保有する個人情報の訂正等を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有する個人情報の外部提供先(情報提供等記録の訂正の実施をした場合にあつては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>き、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 要配慮個人情報 <u>行政機関個人情報保護法第2条第4項</u>に規定する要配慮個人情報をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(保有する個人情報の外部提供先への通知)</p> <p>第27条の3 実施機関は、訂正決定等に基づく保有する個人情報の訂正等を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有する個人情報の外部提供先(情報提供等記録の訂正の実施をした場合にあつては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>
--	---

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第2条中三朝町個人情報保護条例第2条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第2条の規定の施行の日から施行する。